

株式会社商工組合中央金庫が実施する 柴産業株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する柴産業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024年9月30日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

柴産業株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が柴産業株式会社（「柴産業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業



主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、柴産業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、柴産業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である柴産業から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

深澤 優貴

深澤 優貴



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年9月30日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫(以下、商工中金)が柴産業株式会社(以下、柴産業)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、柴産業の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業など(会社法の定義する大会社以外の企業)

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、行動指針など
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	柴産業株式会社
借入金額	97,000,000 円
資金使途	設備資金
借入期間	6 年 9 ヶ月
モニタリング実施時期	毎年 1 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	栃木県栃木市泉町 21-22
創業・設立	創業: 1952 年 4 月 設立: 1973 年 11 月
資本金	40,000,000 円
従業員数	131 名 (2024 年 4 月現在)
事業内容	建築用木材組み立て材料製造業、一般製材業
主要取引先	(販売先) 商社、ハウビルダー、不動産業者、工務店、ハウスメーカーなど (仕入先) 住友林業株式会社、伊藤忠建材株式会社、阪和興業株式会社、ファーストウッド株式会社、双日建材株式会社、ナイス株式会社、ジャパン建材株式会社、中国木材株式会社、銘建工業株式会社、BX カネシン株式会社、株式会社カナイ、株式会社タツミ

【業務内容】

柴産業は、1952年に創業し、建築用木材のプレカットやパネルの製造、販売などを行っている事業者である。地元の栃木県を中心に岐阜県、沖縄県にも工場を有しており、地域ごとの顧客ニーズに即した高品質な製品を効率的に生産・供給し、顧客からの信頼を得ている。独自のノウハウにより開発されたプレカットのオリジナルマシンを使用し、素材の調達から生産、輸送を一貫して行うことでより精巧な品質管理を実現している。また、グループ全体で高精度、高品質な木材製品の生産を実現するとともに、顧客の要望に合わせて建築現場の業務の一部をサポートできる体制を整えており、タイに CAD^{※2} センターの関係会社を設立するほか、国内では建て方、木工事、足場工事などの建築工事を行う関係会社とタイル工事や壁、水回りなどの内装工事、左官工事などを行う関係会社を設立している。価値観が多様化する現代において、脱炭素社会の実現のための木材の利用促進など木造建築のニーズも変化している中、当社は SDGs 宣言を行い、生産性を向上し、高品質な製品を供給するとともに、環境保全にも十分に配慮した事業活動を進めている。

※2 CAD: CAD(computer-aided design)は、コンピュータ支援設計とも訳され、コンピュータを用いて設計をすること、あるいはコンピュータによる設計支援ツールのこと(CAD システム)である。人の手によって行われていた設計作業をコンピュータによって支援し、効率を高めるといった目的からきた言葉である。なお、日本での定義としては JIS B3401 に記載があり、「製品の形状、その他の属性データからなるモデルを、コンピュータの内部に作成し解析・処理することによって進める設計」となっている。

(画像の出典:当社ホームページ及び当社提供)



● 構造材プレカット製造販売

柱や梁、土台に使用される構造材の「仕口」「継手」に特化したプレカット加工・販売を行っている。CAD/CAM^{※3}を活用した全自動機械により、高精度な加工を実施しており、顧客の要望に合わせて、正確な寸法やデザインで製品を提供している。技術の進化と自動化により、迅速かつ高品質なサービスを提供できる体制を整えている。

※3 CAM: コンピュータ支援製造(Computer-aided manufacturing)の略語である。製品の製造を行うために、CADで作成された形状データを入力して、製品形状を成形するために数値制御されたデータ(以下、NCデータ)を出力するコンピュータ上のシステムである。出力されたNCデータは、CNC工作機(CNCはComputerized Numerical Controlの略で工具の移動量や移動速度などをコンピュータによって数値制御された工作機械のこと)に送られ、実際の製品の加工を行う。なお、広義ではテキストベースの自動プログラミングシステムなど、NCデータを出力するシステムをすべてCAMと呼ぶこともある。

● 羽柄プレカット製造販売(画像の出典:当社ホームページ)

羽柄材(垂木、破風、鼻隠し、間柱、筋違い、根太、窓台、まぐさ)のプレカット加工・販売を行っている。木造建築現場においては、材料を事前に正確に加工することは極めて重要であり、建築現場の業務効率化の向上に大きく寄与する。構造材プレカットと同様、CAD/CAMを活用した全自動機械により、高度な精度で羽柄材をプレカットすることで、顧客の要望に合った製品を提供している。



● パネル製造販売(画像の出典:当社ホームページ)

2つの自社工場でパネルの制作を行っており、高度な技術と最新の設備により、顧客の要望に応じたパネルを効率的かつ高品質に製作している。また、耐久性や機能性を重視しつつ、仕様にも柔軟に対応できる体制を整えており、製品の品質管理や納期管理も徹底している。



【事業拠点】(出典:当社ホームページ及び当社提供)

本社、本部、支店	住所、業務内容など
本社	<p>(住所) 栃木県栃木市泉町 21-22</p> <p>(業務内容) 倉庫</p>
本部	<p>(住所) 栃木県栃木市大平町横堀 1-1(大平みずほ企業団地内)</p> <p>(外観)</p>  <p>(業務内容) 管理統括、生産事業統括</p>
東海支店	<p>(住所) 岐阜県揖斐郡揖斐川町白檜 684-1</p> <p>(業務内容) 木造住宅部材羽柄のプレカット、パネルの製造及び販売</p>
沖縄支店	<p>(住所) 沖縄県うるま市字州崎 12-60</p> <p>(業務内容) 木造住宅部材構造材及び羽柄材のプレカット、パネルの製造及び販売、サッシの組み立て・取り付け</p>
工場、物流センター	住所、業務内容など
関東プレカット第一工場	<p>(住所) 栃木県栃木市大平町横堀 1-1(大平みずほ企業団地内)</p> <p>(業務内容) 木造住宅部材構造材及び羽柄材のプレカット</p>

<p>関東プレカット第二工場</p>	<p>(住所) 栃木県栃木市大平町横堀 1380-3 (業務内容) 木造住宅部材構造材及び羽柄材のプレカット</p>
<p>関東パネル第一工場</p>	<p>(住所) 栃木県栃木市大平町富田 1195 (業務内容) 木造住宅部材パネル製造</p>
<p>関東パネル第二工場</p>	<p>(住所) 栃木県栃木市大平町富田 1333 (業務内容) 木造住宅部材パネル製造</p>
<p>関東羽柄工場</p>	<p>(住所) 栃木県鹿沼市茂呂 2612-1 (業務内容) 木造住宅部材羽柄材のプレカット</p>
<p>小山工場</p>	<p>(住所) 栃木県小山市網戸 494 (業務内容) スチール製住宅部材の製造</p>
<p>樋ノ口物流センター</p>	<p>(住所) 栃木県栃木市樋ノ口町 74-1 (外観)</p>  <p>(業務内容) 物流センター、倉庫</p>

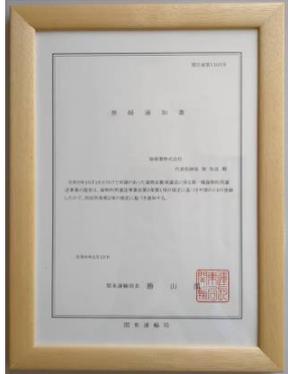
<p>東海羽柄工場</p>	<p>(住所) 岐阜県揖斐郡大野町稲富 1075-2</p> <p>(業務内容) 木造住宅部材羽柄製造</p>
<p>東海パネル工場</p>	<p>(住所) 岐阜県揖斐郡揖斐川町白樫 666-11</p> <p>(業務内容) 木造住宅部材パネル製造</p>
<p>沖縄工場</p>	<p>(住所) 沖縄県うるま市州崎 12-60</p> <p>(業務内容) 木造住宅部材構造材プレカット、パネル製造</p>
<p>グループ会社</p>	<p>住所、設立、事業内容</p>
<p>株式会社 SHIBA グループホールディングス</p>	<p>(住所) 栃木県栃木市大平町横堀 1-1(大平みずほ企業団地内)</p> <p>(設立) 2022年10月</p> <p>(事業内容) グループファイナンス事業、不動産管理事業</p>
<p>株式会社桜工業</p>	<p>(住所) 栃木県栃木市大平町横堀みずほ 1-1 (大平みずほ企業団地内)</p> <p>(設立) 2014年1月</p> <p>(事業内容) 建て方、木工事、足場工事</p> 
<p>関東ドウエリング事業協同組合</p>	<p>(住所) 栃木県栃木市大平町横堀 25</p> <p>(設立) 2016年10月</p> <p>(事業内容) 共同購買事業、外国人受入事業、外国人実習生受入事業、ETCコーポレートカード事業</p> 
<p>SHIBA SANGYO ASIA Co.,LTD</p>	<p>(住所) 54BB Building 7th FL.,Room 3705-3706 Sukhumvit 21(Asoke),North Klongtoey,Wattana ,Bangkok 10110</p>

	<p>(Thailand) (設立) 2016年9月 (事業内容) CADセンター、人材育成</p>	
<p>株式会社ターミナルジャパン</p>	<p>(住所) 1788 Singha Complex,30th Floor Unit 3001-3003,3009-3014,Office no.3042,New Petchaberi Road, Bangkapi,Huai Kwang,Bangkok 10310,Thailand (設立) 2016年4月 (事業内容) 語学学校の運営、ビザの相談、手続き、翻訳、通訳</p>	
<p>シバセン工業株式会社</p>	<p>(住所) 栃木県栃木市樋ノ口町 74-1 (設立) 2024年5月 (事業内容) タイル工事、外部(玄関ポーチ、テラスなど)、内装(壁、床、風呂場、水回りなど)、左官工事(基礎)、石工事</p>	

【沿革】

1952年4月	栃木県栃木市泉町にて創業
1963年11月	フラッシュドアの製造販売を開始
1969年6月	木製高級ドアの製造販売を開始
1973年11月	柴産業株式会社設立 資本金 500 万円
1984年1月	BL ^{※4} 認定受理
1985年5月	資本金を 1,000 万円に増資
1994年8月	栃木県栃木市境町に第二工場を新設
1999年6月	大平工場(現 関東プレカット第一工場)完成 第二工場を大平工場へ移転
1999年10月	本社工場を大平工場(現 関東プレカット第一工場)へ移転
2000年9月	資本金を 2,000 万円に増資
2010年11月	鹿沼工場新設
2012年5月	旭ファイバーグラス株式会社及び住友林業株式会社とともに「断熱パネル及び断熱パネルの施行方法」に係る特許を取得 
2013年4月	富田工場新設
	岐阜工場新設
2014年3月	大平工場(現 関東プレカット第一工場)の屋根に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による電力供給を開始
2017年4月	住友林業株式会社及び積水化成成品工業株式会社とともに「床用断熱材」に係る特許を取得 

2018年4月	沖縄支店開設
2019年1月	大平第二工場(現 関東プレカット第二工場)新設
2019年7月	資本金を3,500万円に増資
2019年12月	樋ノ口物流センター開設
2020年6月	新型コロナウイルス感染症対応に係る寄付に対して、一般財団法人とちぎメディカルセンターから感謝状を受理 
2020年8月	株式会社沖縄トータル・プレカット・システムを吸収合併
2020年11月	資本金を4,000万円に増資
2022年3月	SDGs 宣言実施 小山工場新設
2022年4月	栃木県木材業協同組合連合会より合法木材供給事業者 ^{※5} に認定 
2022年6月	国際連合大学への寄付に対して、国際連合大学サステナビリティ高等研究所から感謝状を受理 

2022年10月	株式会社 SHIBA グループホールディングス設立
2023年1月	東海支店開設
2024年2月	貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業登録 

※4 BL 認定: BL は Better Living(よりよい住まい)の頭文字。一般財団法人ベターリビングが人々の住生活水準の向上と消費者の保護を推進することを目的に、品質、性能、アフターサービスなどに優れた住宅部品を優良住宅部品(BL 部品)として認定し、その普及を図っている。認定を受けた住宅部品には、「BL マーク証紙」の貼付などにより優良住宅部品(BL 部品)である旨を表示することとなり、表示された部品には、瑕疵保証と損害賠償の両面からの BL 保険がついている。BL 保険では、施工瑕疵による賠償もカバーされており、PL 法に対応した製造物責任保険より幅広い保証が得られる。

※5 合法木材供給事業者: 合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するために、2006 年より林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき運営されている業界団体認定制度に基づき、合法供給事業者として認定された事業者のことである。森林・林業・木材産業関係団体(認定団体)が、自主的行動規範を作成し、申請のあった事業者について分別管理体制、文書管理体制などが適切に行われているか審査し認定を行っている。2024 年 3 月末時点で、149 の業界団体により 12,081 の事業者が認定されている。

2.2 業界動向(出典:林野庁の「令和 5 年度森林及び林業の動向」及び一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会のプレカットニュース、国土交通省のホームページなどに基づき商工中金経済研究所が作成)

●木材利用の意義

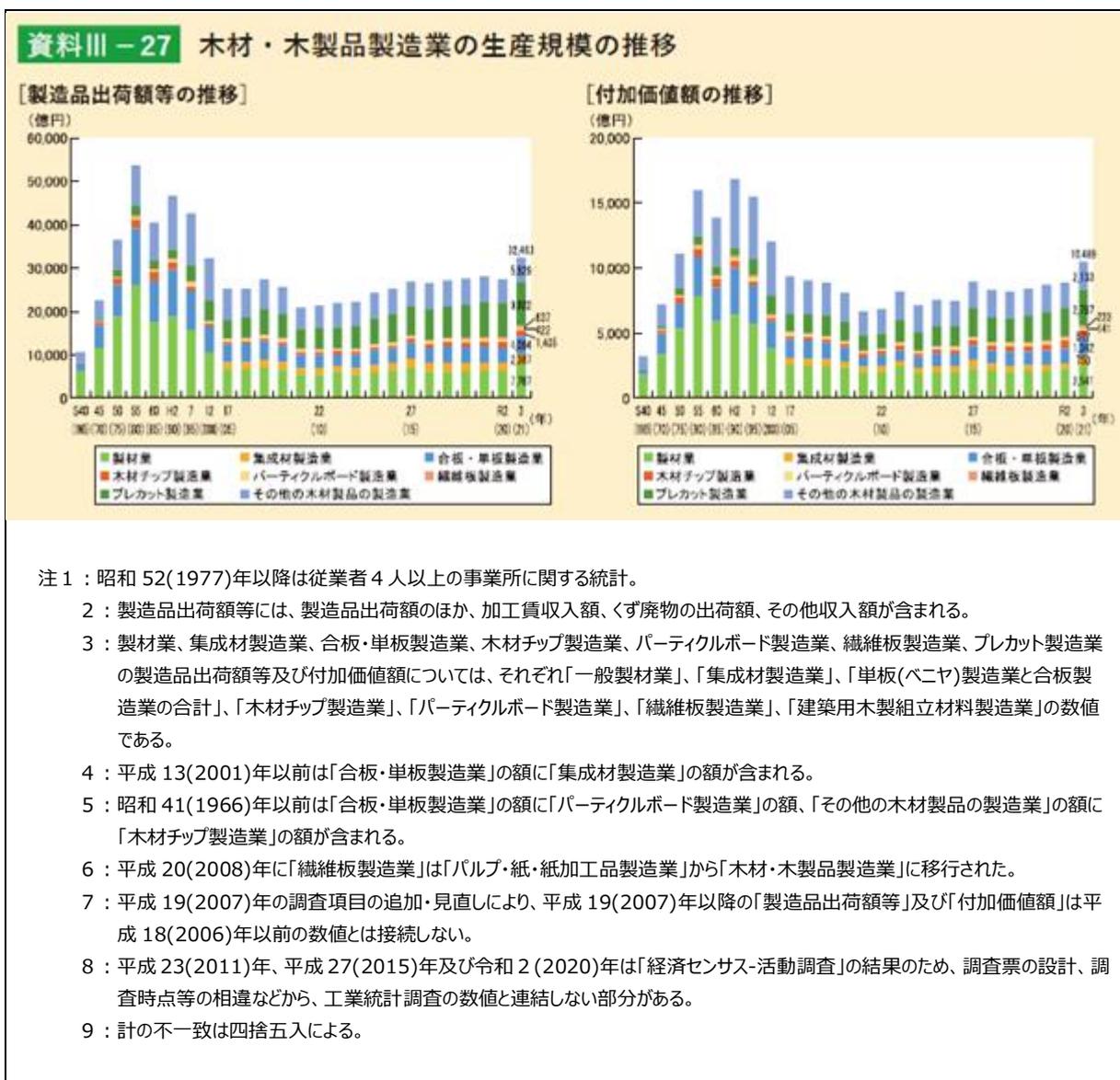
樹木には、二酸化炭素を吸収し、貯蔵する働きがあり、森林から搬出された木材を建築物などに利用することにより、炭素を長期的に貯蔵することができる。また、木材には再加工しやすいという特徴もあるため、建築物などとして利用した木材をパーティクルボードなどとして再利用すれば、再利用後の期間も含めて炭素が貯蔵される。その際、建築物などに利用される国産材は、伐採木材製品(HWP^{※6})として、パリ協定において全ての国に義務付けられている森林の二酸化炭素排出・吸収量の算定・報告に計上できることとされている。また、木材は、製造・加工時のエネルギー消費が鉄やコンクリートなどの建築資材よりも比較的少ないことから、建築物に木材を利用することは、建築に係る二酸化炭素の排出削減に貢献する。さらに、資材として利用できない木材や建築物などに利用された後の木材は、カーボンニュートラルな燃料として化石燃料の代わりに利用することができる。これらの木材利用の公益的な意義は、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するものとして、2021年10月に改正法が施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に規定されるとともに、「地球温暖化対策計画」(2021年10月閣議決定)にも反映されている。このほか、木材には調湿作用や高い断熱性などに加え、生理・心理面に好影響があるとされ、快適で健康的な室内環境などの形成に寄与する。このように様々な特徴を持つ木材を持続的に利用しカーボンニュートラルな社会の実現を目指していくに当たっては、森林資源の循環利用を確立することが重要である。

※6 HWP: Harvested Wood Products(伐採木材製品)の略で、京都議定書第二約束期間からパリ協定下において、国内の森林から伐採・搬出された木材を製材、パネルなどとして建築物などに利用した場合にその炭素蓄積量の変化量を温室効果ガス吸収量などとして計上できることとされている。



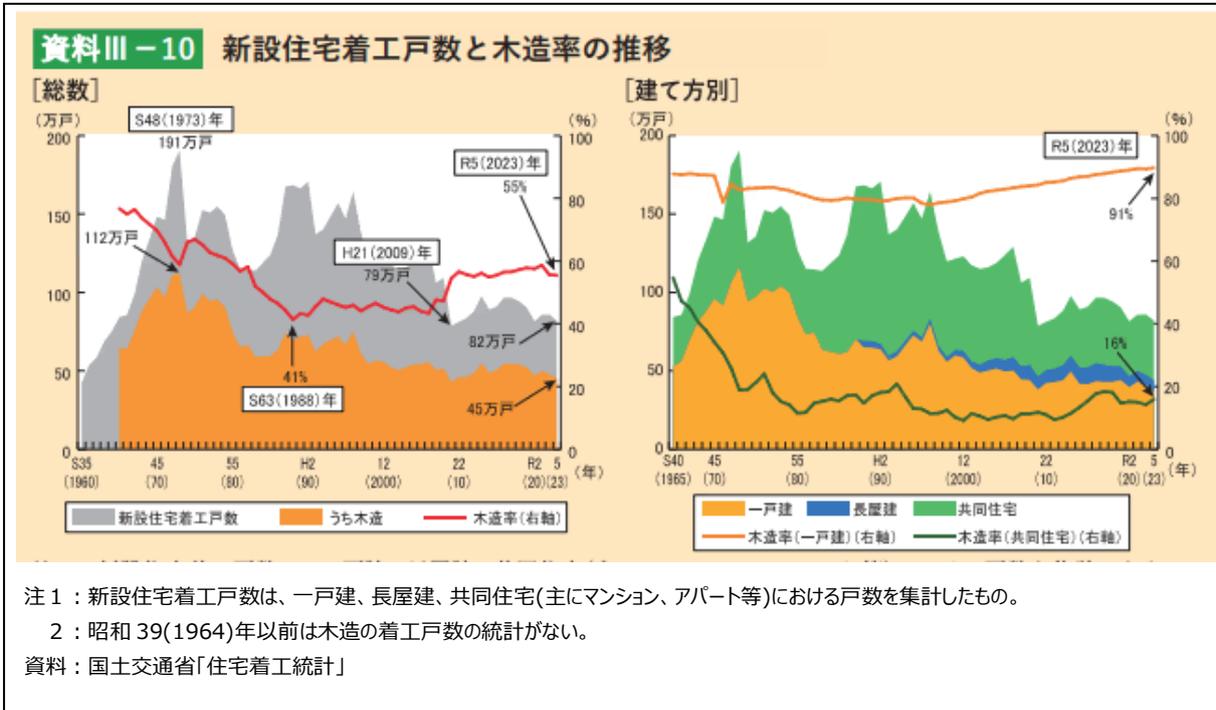
●木材産業の概況

日本の木材産業の生産規模を木材・木製品製造業の製造品出荷額等でみると、2021 年は 3 兆 2,463 億円であった。このうち、製材業は 7,767 億円、集成材製造業は 2,387 億円、合板・単板製造業は 4,094 億円、木材チップ製造業は 1,405 億円、パーティクルボード製造業は 422 億円、繊維板製造業は 637 億円、プレカット製造業は 9,922 億円となっている。また、木材・木製品製造業の付加価値額（製造品出荷額等から原材料、燃料、電力の使用額など及び減価償却費を差し引き、年末と年初における在庫・半製品・仕掛品の変化額を加えたもの）は、2021 年は 1 兆 489 億円であった。このうち、製材業は 2,541 億円、集成材製造業は 750 億円、合板・単板製造業は 1,342 億円、木材チップ製造業は 572 億円、パーティクルボード製造業は 141 億円、繊維板製造業は 223 億円、プレカット製造業は 2,787 億円となっている。



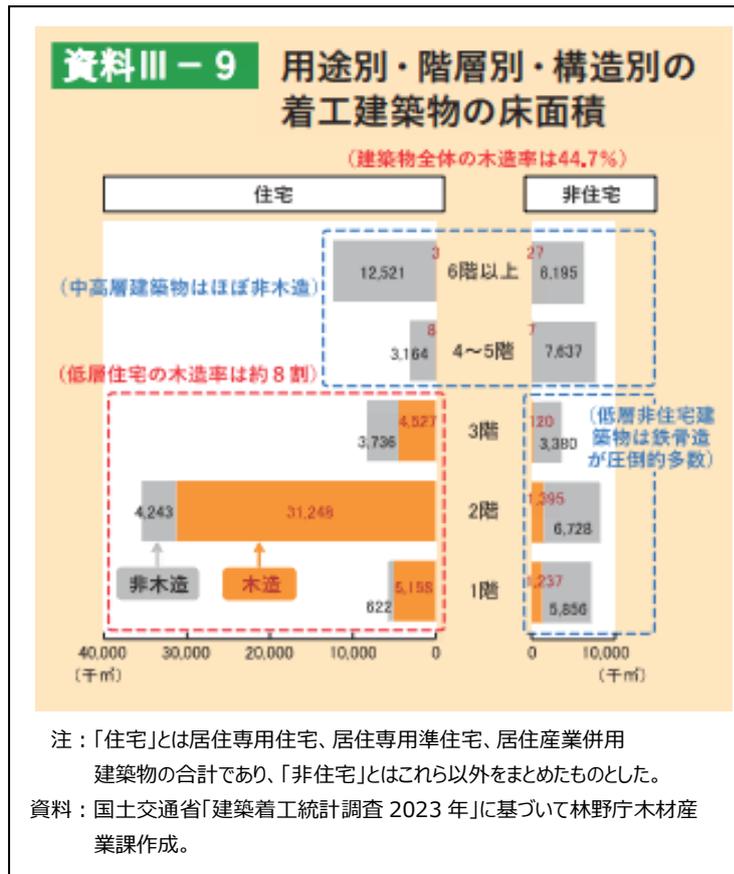
●住宅分野における木材利用の概況

2023 年の新設住宅着工戸数は前年比 4.6%減の約 82 万戸となり、このうち木造住宅は前年比 4.9%減の約 45 万戸となった。新設住宅着工戸数に占める木造住宅の割合（木造率）は、全体では 55.4%、一戸建て住宅では 91.4%と引き続き高い水準にある。



●建築分野における木材利用の概況

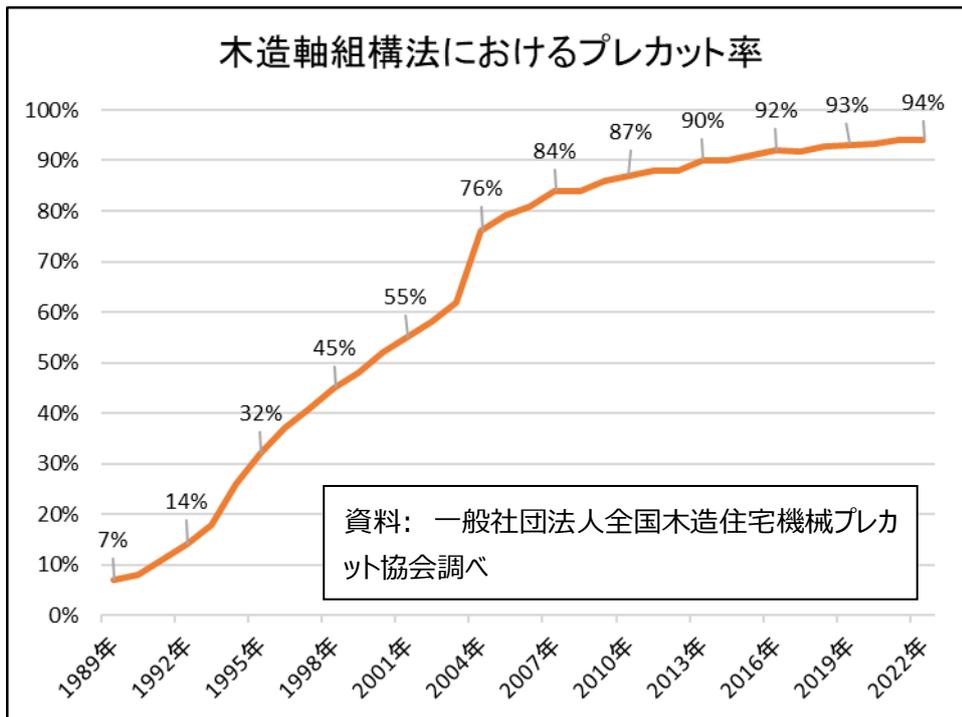
着工建築物において、床面積ベースで見ると、低層住宅(1~3 階建て)の木造比率は 80%を超えるが、低層非住宅建築物及び中高層建築物(4 階建て以上)の木造率は 1%以下と低い状況にある。建築用木材の需要の大部分を低層住宅分野が占めているが、最も普及している木造軸組工法(単純梁形式の梁・桁で床組や小屋梁組を構成し、それを柱で支える柱梁形式による建築工法)の住宅における国産材の使用割合は 5 割程度にとどまっており、低層住宅分野において国産材の利用拡大していくことが重要としている。また、2023 年の日本の建築着工床面積の現状を用途別・階層別にみると、低層住宅以外の非住宅・中高層建築物の木造率は 5.8%と低い状況にあるが、近年、住宅市場の減少見込みや、持続可能な資源としての木材への注目度の高まりなどを背景に、非住宅・中高層建築物の木造化や木質化に取り組む例が増えつつあり、林野庁では、非住宅・中高層建築物における一層の木材利用を進めるため、国土交通省と連携して、非住宅・中高層建築物の木造化に必要な知見を有する設計者や施工者などの育成を支援している。



●プレカット材の動向

建築現場においては、柱や梁の継手や仕口ぐちなどを工場で機械加工したプレカット材が普及している。プレカット材は、部材の寸法が安定し、狂いがないことを前提に加工するため、含水率の管理された人工乾燥材や集成材が使用される。また、木材の新たな需要先として非住宅分野などの中大規模建築物の木造化が期待されているが、このような建築物には、設計時に構造計算が求められるとともに、小規模な木造建築物においても、2025 年 4 月に施行が予定されている建築基準法施行令の改正に伴い、構造計算が必要な物件が増えることが想定されるため、強度などの品質・性能の確かな部材としての JAS 構造材の必要性が高まっている。

大工技能者が減少する中、工期短縮、コスト削減の要求などから、木造軸組構法におけるプレカット率は年々上昇し、2022 年には、木造軸組工法におけるプレカット加工率は 94%に達している。構造部材以外の羽柄材などの部材をプレカットした割合も向上しており、プレカット工場を経由して、建築現場に届けられる木材製品の割合が高くなっている。プレカット工場が設計の一部や木材の調達・品質管理を担う場面も多く、木材製品の流通における役割が拡大している。



● 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の制定と建築基準法の改正

2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大などを通じ、脱炭素社会の実現に寄与することを目標に、2022年6月17日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(以下、建築物省エネ法という)」(令和4年法律第69号)が公布され、それに伴い建築基準法も改正された。主たる目的は、エネルギー消費の約30%を占める建築分野における省エネ促進と、木材需要の約40%を占める建築分野での木材利用促進である。改正のうち原則全ての新築住宅・非住宅への省エネ基準適合義務、構造規制の合理化、建築基準法に基づくチェック対象の見直しなどは2025年4月以降に施行されることとなっている。施行後は木造建築物に係る建築確認の対象は、2階建て以上又は延べ面積200㎡超の建築物に見直しされ、建築確認検査の審査省略については平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物が対象となることで、結果的に建築確認及び審査の対象は非木造と統一化され、省エネ基準の審査対象も同一の規模となる。これにより新築の最高基準とされてきた「省エネ等級4」が2025年4月以降は、原則全ての新築住宅、新築非住宅に課せられることとなるなど、建築確認手続きや耐震・断熱工事が大きく変わることになると予想されている。また、一方で防火規制や構造規制の見直しによる、3,000㎡超の大規模建築物の全体の木造化の推進や大規模建築物における部分的な木造化の推進、低層部分の木造化の推進、簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲の拡大など木材利用の促進のための建築基準の合理化なども織り込まれており、今後更に合法性、持続可能性の証明のある木材の需要拡大が予想される。

2.3 企業理念、行動指針など

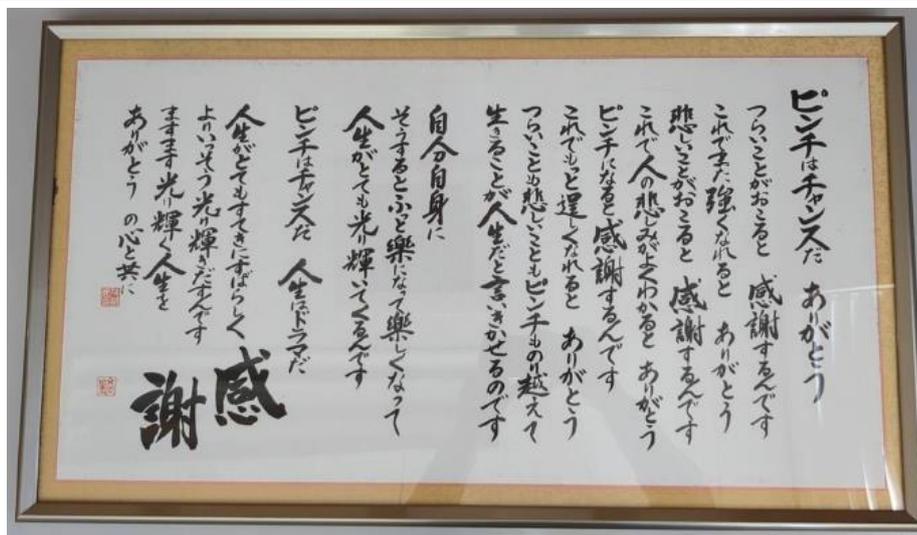
【企業理念】（画像の出典:当社提供）

当社では、以下の企業理念を掲げ、常に前向きで積極的な企業活動を行っている。

成功哲学



ピンチはチャンスだ ありがとう



【行動指針】

大切なのは、常に将来を見据え、あらゆることに興味を持ち、何事にも果敢に立ち向かうことであり、変えるべきこと・変えるべきでないことを明確にし、激動する現代をリードする力が求められているという考えから、当社では以下の4つのイノベーション（改革）を行動指針として掲げている。

物のイノベーション	「真の良いものづくり」を推進します。
生産のイノベーション	原材料の調達から輸送のプロセスを見直し、製造における無駄を省きます。
提案のイノベーション	グローバルな視点とマーケティングの視点を持ち、他社との協力も考慮に入れた常識にとられない提案を行います。
構造のイノベーション	それぞれの取り組みを統合し新しいビジネスモデルを創り出すオリジナリティが必要不可欠です。

【PROLOGUE】（画像の出典:当社ホームページ）

**SHIBA GROUP HOLDINGS は積極的な商品開発や提案力で
新しい道を研究し続けています**

Take a Positive Attitude

【SDGs宣言】(出典:当社ホームページ)

柴産業株式会社 SDGs宣言

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。



当社は国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)に賛同し、積極的な取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

当社の取り組み

環境



廃材の再利用などを通じ、環境に配慮した事業活動を行うことで、地球温暖化防止に取り組みます。

【具体的な取り組み】

- ・廃棄物削減やリサイクルの実施
- ・省エネ設備の導入
- ・自社製品の耐久性向上と長期利用の促進

社会貢献・地域貢献



地域社会への積極的な関与や地元雇用の維持を通じ、持続可能な社会の実現に貢献します。

人権・労働



社内環境の整備や事業の効率化を実現し、社員の健康と安全に配慮した職場環境を整備します。

【具体的な取り組み】

- ・人権尊重・差別の禁止の方針策定
- ・ハラスメント禁止に関する社内規程の整備
- ・外国人を含めた社員が働きやすい環境の整備

製品・サービス



製品・サービスの品質・安全を追求し、顧客満足を実現します。

【具体的な取り組み】

- ・製品安全に関する方針・目標等の制定
- ・製造工程での安全確保手順・体制の整備
- ・省エネ製品の開発強化

2.4 事業活動

柴産業は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境負荷低減と木材関連事業者などの活性化に係る取り組み】

● 合法性、持続可能性の証明された木材による高品質で高性能な建設資材の安定供給

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大などを通じ、脱炭素社会の実現に寄与することを目標に建築物省エネ法や建築基準法が改正され、順次施行されている。当社は、合法木材供給事業者として、各地域でプレカット材やパネル材などの高品質な木造住宅部材を安定的に供給しており、製品に占める国産材の利用率も 2022 年度実績で 6 割を超えている。また、住友林業株式会社などとともに 2012 年に「断熱パネル及び断熱パネルの施行方法」、2017 年に「床用断熱材」に係る特許を取得するなど、早くから省エネ対策に向けた製品開発を進めている。今後も合法木材供給事業者としてユーザーである大手住宅メーカーを始めとした脱炭素に資する木材の利用推進の動きに応えることで 2027 年度までに国産材の取り扱いが 7 割を超える見込みである。これにより、国産材を取り扱う地域の林業を始めとした、中小の木材関連事業者などの活性化にも寄与することが見込まれる。また、2025 年 4 月以降施行される改正建築物省エネ法と建築基準法にあわせ、長期利用が可能な耐久性の高い製品や省エネ効果の高い住宅用パネル供給量の拡大、非住宅の中高層建築物に対応するプレカット材の供給などを通じて、高品質且つ高性能な住宅の供給と脱炭素化への貢献を図っていくこととしている。

● 太陽光発電システムによる再生可能エネルギーの供給

当社は 2014 年 3 月に大平工場(現 関東プレカット第一工場)の屋根に発電能力最大 360kW の太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用した売電を行っており、電気事業者を介して地域で使用される電力の安定供給に貢献している。当社の太陽光発電は CO2 削減と天然資源である化石燃料の使用抑制に繋がっている。

太陽光発電設備(画像の出典:当社提供)



● 資源の有効利用と省エネルギー化、脱炭素化への取り組み

当社は合法木材供給事業者の認定を受け、国産材を中心に合法性、持続可能性の証明された木材の利用を推進することで木材資源の有効活用と脱炭素化の実現に貢献している。また、省エネルギーによる

CO2 の排出削減のため、施設の照明については LED 照明導入率 100%を達成しているほか、2027 年度までに、従来機と比較して省電力で高性能なプレカットマシンや加工時の集塵効率向上により消費電力の低減を図れる集塵機を導入することを計画している。また、2027 年度までに工場設備を始めとして CO2 排出量可視化に取り組み、生産活動に伴う CO2 排出量の実態を把握した上で計画を策定し、排出量抑制のための設備導入や動力源の見直しなど生産量当たりの CO2 排出量の削減に取り組むこととしている。

● 廃棄物の再利用と適切な廃棄処理

当社では、製造工程から生じる廃材については可能な限り、他の木材製品へのリサイクル利用を図るとともに、「おがくず」の 8 割以上は専門業者を通じ、敷料(牛舎の寝床材料)として利用されている。その他の廃棄物も焼却などを行った上で、肥料として利用されるなど、廃棄物については、ほぼ 100%リサイクル利用されている。

【雇用、賃金、教育、社会的保護に関する取り組み】

● 多様な人材の積極的な活用

当社の 2024 年 4 月現在の従業員数(パートを含む)は、131 名(うち女性は 17 名)であり、その中で外国人は実習生の 25 名を含む 90 名(同 5 名)、障がい者は 3 名(同 0 名)、65 歳以上の高齢者は 2 名(同 0 名)となっている。外国人従業員比率は 68.7%で女性従業員比率は 13%となっている。また、女性管理職はグループ企業全体で 4 名(うち、当社は 2 名)であるが、2027 年度までにグループ企業全体で 6 名以上の登用を行う予定である。グループ全体で外国人従業員の雇用を積極的に進めており、関係会社を含む 8 社を構成員とする関東ドゥエリング事業協同組合で外国人労働者の受入事業と外国人実習生受入事業を行い従業員用の社宅を備えるほか、タイの関係会社で語学学校の運営や渡航手続きの支援、CAD センターでの人材育成などを行い、グループ会社間での転属も実施している。外国人従業員については、今後実習生を含め 2025 年度までに 110 名以上を雇用する予定である。また、障がい者については 2025 年度以降 5 名以上雇用し、65 歳以上の従業員についても 2027 年度以降 4 名以上の雇用を目指すなど、今後も多様な人材を積極的に活用していくこととしている。

● 能力開発と賃金向上への取り組み

過去 3 年連続でベースアップ(2021 年度 5%、2022 年度 5%、2023 年度 3%)を行うなど、積極的に従業員の生活水準の向上に取り組むほか、従業員の能力開発とスキルアップに努めており、グループ会社を含む CAD オペレーター技能の習得を始め、業務上必要な資格の取得を積極的に推進している。必要な研修や講習の受講は業務として参加できるなどの支援を行っているほか、資格取得費用、研修、講習などの費用は全額会社で負担している。また、社内で規定する建築士や衛生管理者などの資格取得者には資格手当も支給するなど賃金面でのインセンティブも付与しており、今後手当の拡充も検討していくこととしている。現在建築士は 2 名在籍しているが、2025 年の建築基準法改正を踏まえた業務領域拡大のため、現在従業員 1 名が社内で平日業務として建築士の資格取得のための学習を行っており、2027 年度までの資格取得を目指している。

【健康および安全性と福利厚生、地域振興に係る取り組み】

●安全で働きがいのある職場づくりへの取り組み

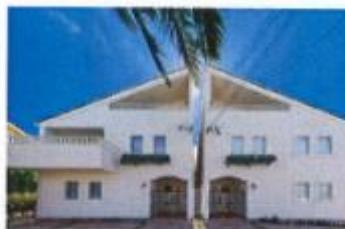
当社では定期健康診断の実施のほかに、産業医と連携した健康相談や上長による面談を通じた従業員の健康管理を行うなど健康経営の推進に努めている。また、安全衛生委員会で定期的に労働安全に関する課題の把握を行い、速やかに対策の実施を行うことで、労働災害の発生を未然に防止するように努めており、最近 10 年における重大な労働災害の発生件数は 0 件となっている。日々の現場の整理・整頓や設備の点検、朝礼での注意喚起などによる従業員の安全意識の徹底により、今後も、労働災害の発生を未然に防止していくこととしている。

多様な働き方に対応するため適切な法的手続きを経て、変形労働時間制を採用しているほか、能力開発、スキルアップによる多能工化を進めている。また、外国人従業員も多いことから、海外のグループ会社を含めた人事異動なども行っている。従業員のワークライフバランスの実現のため、適切な人員政策を進めるとともに、高性能な機械の導入による生産効率の向上を図ることで、2027 年度までに有給休暇の取得推進を図り、1 人当たり平均有給休暇取得日数を 15 日以上にすることを目指している。(2021 年度実績 10 日、2022 年度実績 13 日) 月平均の時間外労働時間については 2021 年度の 40 時間から 2022 年度は 30 時間と減少している。今後も有給休暇の取得拡大を図りつつ、引き続き時間外労働の抑制に努めていく。また、次世代育成のための支援として男性を含む育児休暇の取得率向上を目指すほか、従業員の健康保持や仕事と家庭の両立に向けた環境作りを行うなど健康経営を推進していくこととしている。

当社では従業員の健康増進のために置型式健康社食制度「SHIBAR'S Kitchen」を実施するほか、従業員とその家族が利用可能な保養施設の提供を行うことで、従業員がリフレッシュする機会を提供するなど福利厚生を充実させている。また、企業型拠出年金制度に加入するなど、従業員にとって働きがいのある職場づくりを進めている。

福利厚生 (出典:当社提供)

- 民泊施設・保養所
 沖縄県国頭郡恩納村
 沖縄県国頭郡金武町
 山梨県北社市
 エクシプリゾート宿泊施設



- 置型式健康社食 ～SHIBAR'S Kitchen～

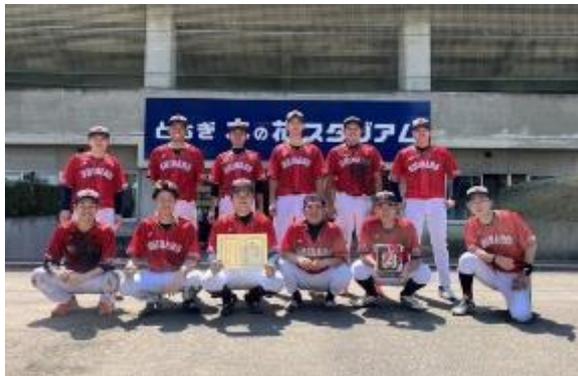


- 企業型DC(企業型確定拠出年金)加入
 将来の不安を安心に・・・

● 社員の健康促進と地域振興への取り組み

当社は、社員間の親睦と健康促進のため、2022年に野球チームを結成し、栃木市の1部リーグに所属し精力的に活動している。野球好きな従業員が休日や夜間に練習し、地域大会などに積極的に出場している。同じ目標に向けて努力する過程で、従業員の親睦が深まるとともに、個々の集中力や判断力、協調性が磨かれるとともに、定期的な運動習慣を持つことで、従業員の健康づくりにも繋がっている。また、2023年には地元である栃木県に本拠地を置くルートイン BC リーグ所属のプロ野球チームである「栃木ゴールデンブレーブス」のオフィシャルスポンサー契約を締結し、「TOP PARTNER」としてチーム強化のためのサポートも行うなど、スポーツを通じた地域の発展にも貢献している。

(画像の出典:当社ホームページ及び当社提供)



3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会(個人のニーズ)		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済(人間の集団的ニーズ)		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境(プラネタリーバウンダリー)		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示)

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	建築用木材及び建具製造業、製材業及び木材平削り業
ポジティブ・インパクト	住居、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
エネルギー、気候の安定性	➢ 太陽光発電システムによる再生可能エネルギーの供給
住居、気候の安定性、零細・中小企業の繁栄	➢ 合法性、持続可能性の証明された木材による高品質で高性能な建設資材の安定供給

■ネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)

インパクト	取組内容
健康および安全性	➢ 安全で働きがいのある職場づくりへの取り組み

社会的保護	
気候の安定性、資源強度	➤ 資源の有効利用と省エネルギー化、脱炭素化への取り組み

■ ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ) 教育、賃金 (ネガティブ) 社会的保護	➤ 能力開発と賃金向上への取り組み
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等、 民族・人種平等、 年齢差別、その他 社会的弱者	➤ 多様な人材の積極的な活用
(ポジティブ) 零細・中小企業の 繁栄 (ネガティブ) 廃棄物	➤ 廃棄物の再利用と適切な廃棄処理

UNEP FI のインパクト分析ツールで「インフラ」のポジティブ・インパクトが抽出されているが、当社事業は、主として一般住宅向け木造製品の供給であり、インフラ建設向けの提供などは限られていることから、ポジティブ・インパクトとして特定していない。

一方、「賃金」はポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクトの双方が抽出されているが、積極的なベースアップへの取り組みや資格取得に対するインセンティブの付与などはあるが、賃金格差や低賃金、不規則な収入といったネガティブ・インパクトに該当する事象はないことから、ネガティブ・インパクトとしての特定は行っていない。

また、当社の工場や物流施設などにおいて水域や大気を汚染する事業活動は認められないことから抽出された「水域」、「大気」はネガティブ・インパクトとして特定していない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

柴産業は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標(以下 KPI という)を設定した。設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	住居、気候の安定性、零細・中小企業の繁栄		
取組内容(インパクト内容)	合法性、持続可能性の証明された木材による高品質で高性能な建設資材の安定供給(住居)		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期利用が可能な耐久性の高い製品の販売を拡大することで 2027 年度までに 2022 年度比売上を 20%拡大し、高品質な住宅供給に貢献する。(2022 年度実績 7,540 百万円) ● 2025 年度までに木造軸組パネルの供給を 2022 年度比 20%拡大する。(2022 年度実績約 2,882 棟) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大手住宅メーカーをはじめとした脱炭素に資する国産材利用推進の動きに応え、合法性、持続可能性の証明された国産材を利用した住宅用木材製品の供給を拡大することで、国産材を取り扱う地域の林業を始めとする中小の木材関連事業者などの活性化に寄与する。 ➢ 法改正を踏まえ、高品質で省エネ性能の高い木造軸組パネルに対応できる生産体制を整備し、供給拡大を図ることで高品質な住宅の供給と脱炭素化に貢献する。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	気候の安定性、零細・中小企業の繁栄
取組内容(インパクト内容)	合法性、持続可能性の証明された木材による高品質で高性能な建設資材の安定供給(非住居)

KPI	● 建築物省エネ法と建築基準法の改正にあわせ 2027 年度までに中高層木材建築物向け製品で年間 25 棟分の加工・販売を行う。(2022 年度実績 0 棟)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 合法性、持続可能性の証明された国産材を利用し、非住宅を主体とする中高層建築物にも対応する耐久力の高いプレカット材の生産体制を整備し、安定供給を図ることで脱炭素化に貢献する。また、中高層建築物製品供給を拡大することで、国産材を取り扱う地域の林業を始めとする中小の木材関連事業者などの活性化に寄与する。		
貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容(インパクト内容)	安全で働きがいのある職場づくりへの取り組み		
KPI	● 2027 年度までに 1 人当たり月平均有給休暇取得日数を 15 日以上にする。(2022 年度実績 13 日)		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 業務の拡大に合わせた適切な採用活動や作業域間の適正配置などの人員政策、高性能な設備導入による生産効率の向上、従業員の能力開発、スキルアップによる多能工化などにより、有給休暇の取得日数増加を図る。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	健康および安全性、社会的保護		
取組内容(インパクト内容)	安全で働きがいのある職場づくりへの取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2027 年度までに女性社員の育児休暇取得率 100%を達成するとともに、男性社員の育児休業取得率を 20%以上にする。(2022 年度利用実績 女性 2 名、取得率 100%、男性対象者なし) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 次世代育成のため支援として男性を含む育児休暇の取得率向上を目指すほか、従業員の健康保持や仕事と家庭の両立に向けた環境作りを行うなど健康経営を推進していく。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性、資源強度		
取組内容(インパクト内容)	資源の有効利用と省エネルギー化、脱炭素化への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的に合法木材供給事業者認定を更新し、国産材を中心に合法性、持続可能性の証明された木材の利用を推進する。 ● 2027 年度までに高性能なプレカットマシンと集塵設備など省エネに資する設備を導入する。 ● 2027 年度までに CO2 排出量可視化に取り組み、生産活動に伴う CO2 排出量の実態を把握した上で、生産量当たりの CO2 排出量の削減計画を策定し、削減に取り組む。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2025 年 3 月の期限後も、合法木材供給事業者認定を定期的に更新し、国産材を中心に合法性、持続可能性の証明された木材の利用を推進することで木材資源の有効活用と脱炭素化の実現に貢献する。 ➢ 2027 年度までに従来機と比較して省電力で高性能なプレカットマシンや加工時の集塵効率向上により消費電力の低減を図れる集塵機を導入することで、省エネを推進し、脱炭素化の実現に貢献する。 		

	<p>➤ 取引先とも連携し工場を始めとして CO2 排出量を測定し、実態を把握したうえで、排出量抑制のための設備導入や動力源の見直しなど生産量当たりの CO2 排出が低減するような取り組みを行う。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
	15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	

【ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクトの両方】

特定したインパクト	(ポジティブ) 教育、賃金 (ネガティブ) 社会的保護		
取組内容(インパクト内容)	能力開発と賃金向上への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格取得の推進により 2027 年度までに建築士(2 級以上)資格者を 3 名以上にする。(2024 年 4 月現在 2 名) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 現在従業員 1 名が、個別に用意した学習室で業務として建築士の資格取得のための学習を行っており、当社及びグループ会社の現場業務での実務面を踏まえた体験学習も行いながら資格取得を目指している。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	

	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
--	-----	--	---

特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他社会的弱者		
取組内容(インパクト内容)	多様な人材の積極的な活用		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2027 年度までにグループ全体で女性管理職 6 名以上の登用を行う。(2024 年 4 月現在 4 名) ● 実習生を含め 2025 年度までに外国人従業員を 110 名以上雇用する。(2024 年 4 月現在 90 名) ● 65 歳以上の従業員を 2027 年度までに 4 名以上雇用する。(2024 年 4 月現在 2 名) ● 障がい者を 2025 年度以降 5 名以上雇用する。(2024 年 4 月現在 3 名) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社内研修や現在の女性管理職による業務指導を積極的に行い女性従業員の能力開発とスキルアップに努める。 ➢ グループ会社も活用し、事業の拡大に合わせて、外国人従業員の採用を引き続き積極的に進める。 ➢ 人種や性別、障がいの有無などにかかわらず、個々の能力の評価に応じて、多様な人材を適材適所に活用し、組織の活性化を図る。 		
貢献する SDGs ターゲット	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	

	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

なお、ポジティブ・インパクトとして特定した「エネルギー」、「気候の安定性」の取り組みである太陽光発電システムによる再生可能エネルギーの供給については、引き続き現行設備での売電事業を継続する方針であり、KPIの設定は行わなかった。同様にポジティブ・インパクトとして特定した「教育」の取り組みのうち、グループの組合や関係会社を含めた、継続的な外国人実習生の受け入れ、語学学校の運営、CADオペレーターなどの人材育成は、引き続きグループで積極的に取り組むこととしているがKPIとしての設定は行わなかった。

また、ネガティブ・インパクトとして特定した「社会的保護」の取り組みのうち福利厚生者の充実については、今後も現行制度を柔軟に活用していくこととしておりKPIの設定は行わなかった。「気候の安定性」に係る取り組みのLED明の導入については、現状導入率100%となっており、引き続き100%を維持する方針であるが、KPIとしての設定は行わなかった。ポジティブ・インパクト「零細・中小企業の繁栄」、ネガティブ・インパクト「廃棄物」の取り組みである廃棄物の再利用と適切な廃棄処理については廃棄物について、ほぼ100%リサイクル利用されるなど適切に管理されており、今後も同様の取り組みを継続していくことからKPIの設定は行わなかった。

5.サステナビリティ管理体制

柴産業は、本ファイナンスに取り組むに当たり、代表取締役の柴 知良氏と専務取締役の柴 利則氏が中心となり、当社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、代表取締役の柴 知良氏が最高責任者、専務取締役の柴 利則氏が管理責任者となり各部と連携をとりながら KPI の達成に向けた取り組みを管理、推進していく。

(最高責任者) 代表取締役 柴 知良氏
(管理責任者) 専務取締役 柴 利則氏

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、柴産業と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化などにより当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、柴産業と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。柴産業は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI) が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 波多野 美樹

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190